

農業信用保証

2018



佐賀県農業信用基金協会

ごあいさつ

当協会の業務運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本冊子は、当協会の経営計画から財務状況、保証業務の内容等をできるだけ分かりやすくとりまとめ年1回発行しているものであり、当協会の概要を公開し、日頃より当協会をご利用いただいている会員をはじめ、ご支援いただいている関係機関など多くの方々に尚一層のご理解を賜りたいと考えております。

昨年度の県内の農業情勢は、2017年産米の食味ランキングで佐賀県が独自開発した「さがびより」が8年連続、「夢しずく」が初めて最高ランクの「特A」評価を獲得するなど県産米のブランド力が全国に発信されました。一方、素牛価格の高騰により、肥育牛農家の経営は一段と厳しくなり、牛マルキンが3年5か月ぶりに発動されました。このような状況のなか、農家の資金需要に対応し積極的な保証に取り組んだところです。

第5次中期経営計画（平成30年度～32年度）の初年度にあたり、公的な信用保証機関として融資機関及び農業者等の負託にこたえるため役職員一同一丸となって健全な運営に努めてまいります。

佐賀県農業信用基金協会
会長理事 金原 壽 秀

C o n t e n t s

- P 1 佐賀県農業信用基金協会の概要
- P 2 佐賀県農業信用基金協会の理念
- P 3 事業の概要
- P 4 債務保証のしくみ
- P 7 中期経営計画
- P 8 平成30年度事業計画
- P 9 平成29年度事業概況
- P13 機構組織・事務所所在地

I 佐賀県農業信用基金協会の概要

プロフィール

(平成30年3月31日現在)

設立認可日	昭和37年2月27日
根拠法	農業信用保証保険法
基金	4,925百万円
	内訳
	出資金 3,641百万円
	繰入金 1,140百万円
	交付金 144百万円
保証債務残高	件数 19,364件
	金額 136,986百万円
役員数	理事 12名(うち常勤1名)
	監事 3名(非常勤)
	職員 16名(うち嘱託2名)

沿革

昭和36年11月10日	農業信用基金協会法(現:農業信用保証保険法)公布施行
昭和37年2月27日	佐賀県農業信用基金協会 設立認可
昭和37年3月1日	佐賀県農業信用基金協会 設立登記
昭和37年3月1日	佐賀市赤松町35番地に事務所を置き、業務開始
昭和45年6月15日	佐賀市神野町(現:栄町2-1)県農協会館2階へ事務所移転
平成10年3月16日	県農協会館2階から6階へ事務所移転
平成29年3月21日	県農協会館別館7階へ事務所移転

協会マークの説明

C, Credit (信用)
G, Guarantee (保証)
A, Agriculture (農業)
F, Fund (基金)
A, Association (協会)



農業信用基金協会のマークは、信用、保証、農業、基金、協会の英単語の頭文字を図案化したもので、全国統一のものであります。

Ⅱ 佐賀県農業信用基金協会の理念

農業信用基金協会は、農業者等の方々が融資機関から農業資金や生活資金の貸付を受ける際に公的な債務保証機関として保証人となり、農業金融の円滑化を図ることを目的として農業信用保証保険法に基づき設立された法人です。

基本理念

当協会は昭和37年3月設立以来、債務保証を通じて農業者等がその経営を近代化するために必要な資金その他農業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善並びに地域経済の発展に資することを基本理念としております。

基本姿勢

- ・迅速かつ的確な審査を行い適正な債務保証を提供すること
- ・多様化する農業者等のニーズに的確に応えられること
- ・農業者等のパートナーとして信頼される協会であること
- ・保証基盤を強化し経営の安定を図り、農業並びに地域社会の発展に寄与すること

行動指針

- ・親切で丁寧な対応を行い、適正な保証の推進に努めます。
- ・コンプライアンスを遵守し、責任をもって行動します。
- ・役職員は自己啓発に努め、資質の向上を目指します。
- ・多様なニーズに応えるため、創意工夫に努めます。
- ・関係機関との連携を図り、農業者等の利便性の向上に努めます。



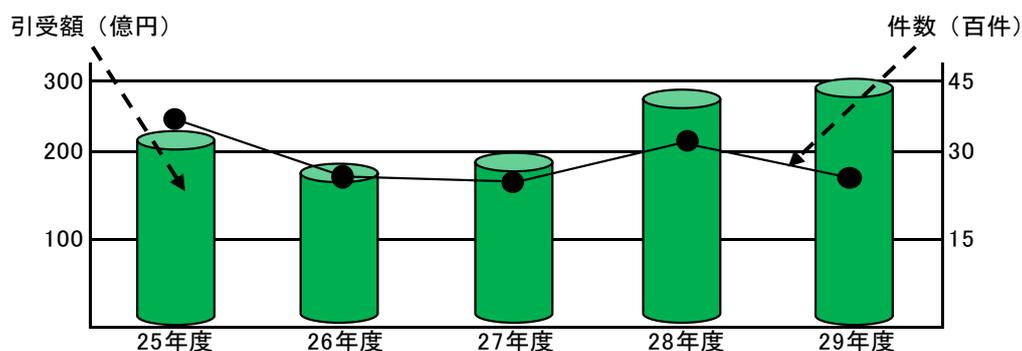
(JAからつキャトルステーション、現地研修時撮影)

Ⅲ 事業の概要（平成25年～29年度）

1. 債務保証引受額

（単位：千円）

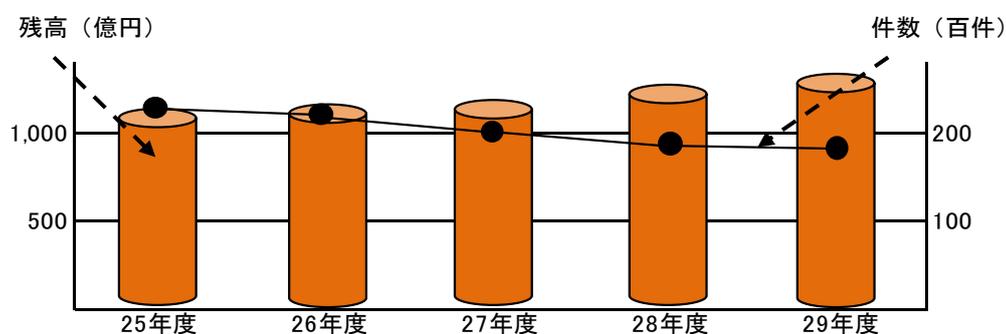
年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
件数	3,479	2,854	2,771	3,114	2,750
金額	22,187,922	19,051,384	19,980,740	27,194,402	27,950,876



2. 債務保証残高

（単位：千円）

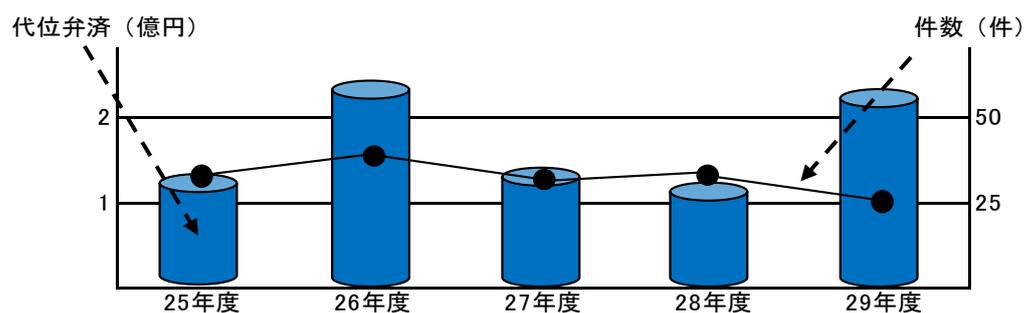
年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
件数	22,002	21,122	20,225	19,872	19,364
金額	119,332,969	120,682,887	122,622,263	128,965,817	136,986,164



3. 代位弁済

（単位：千円）

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
件数	32	43	30	35	25
金額	135,102	242,199	148,543	122,188	237,952

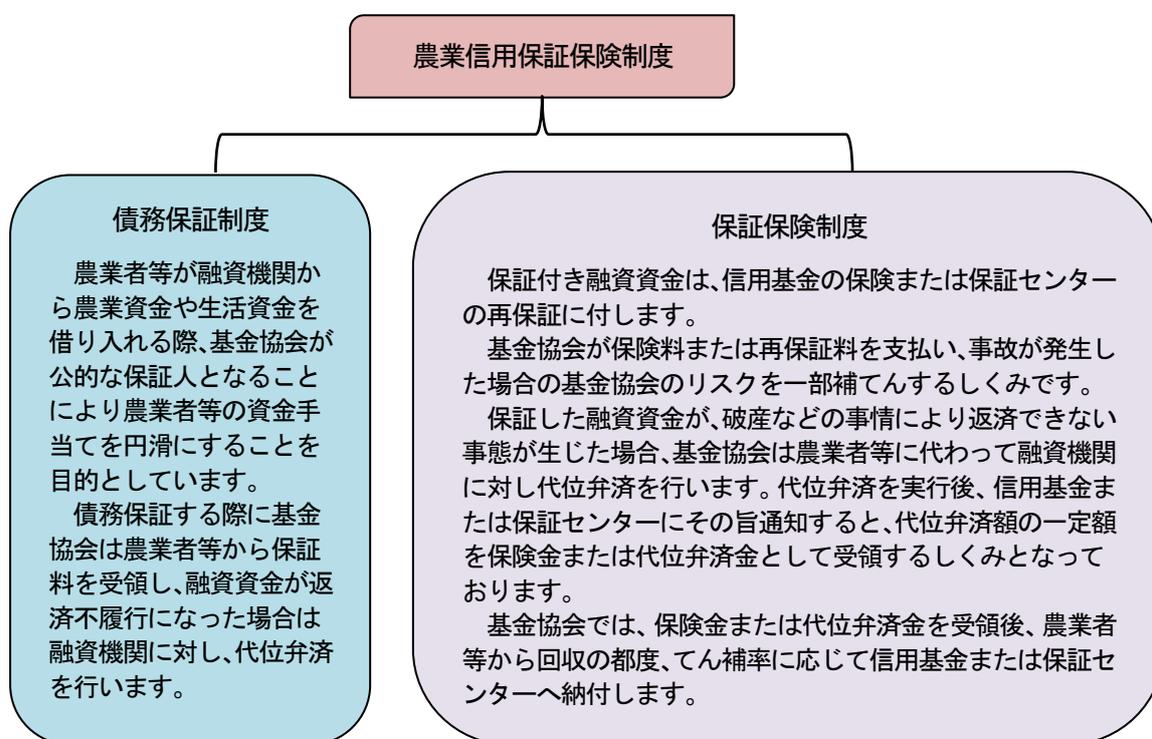


IV 債務保証のしくみ

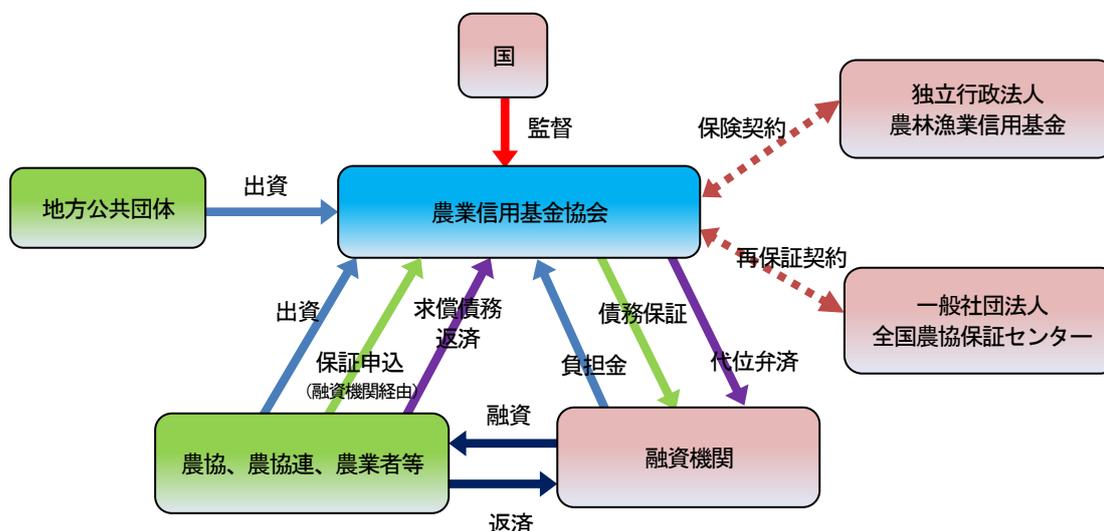
1. 農業信用保証保険制度のしくみ

農業信用保証保険制度とは、農業者等、融資機関、農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の3者からなる「債務保証制度」と、基金協会が独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）並びに一般社団法人全国農協保証センター（以下「保証センター」という。）に対して保険または再保証を行う「保証保険制度」の総称です。

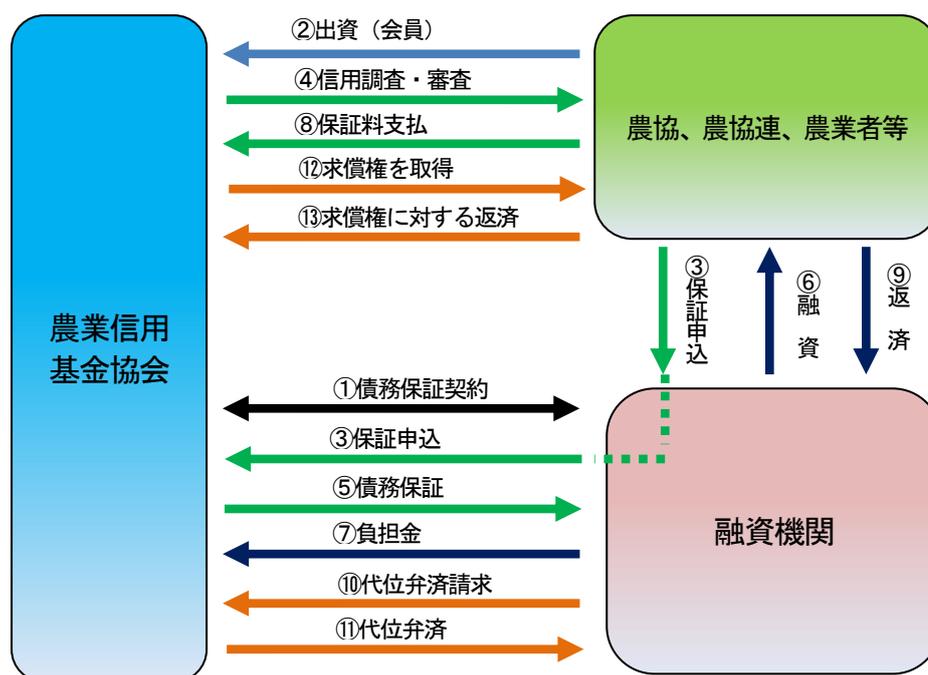
基金協会は、会員（地方公共団体、農協、農協連、農業者等）からの出資金や融資機関等からの負担金（交付金）を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けを行い、信用保証制度により代位弁済に伴う負担が軽減されます。このように保証保険機能の充実により、基金協会は農業金融を更に円滑にすることができるようになります。



2. 農業信用保証保険制度の概略図



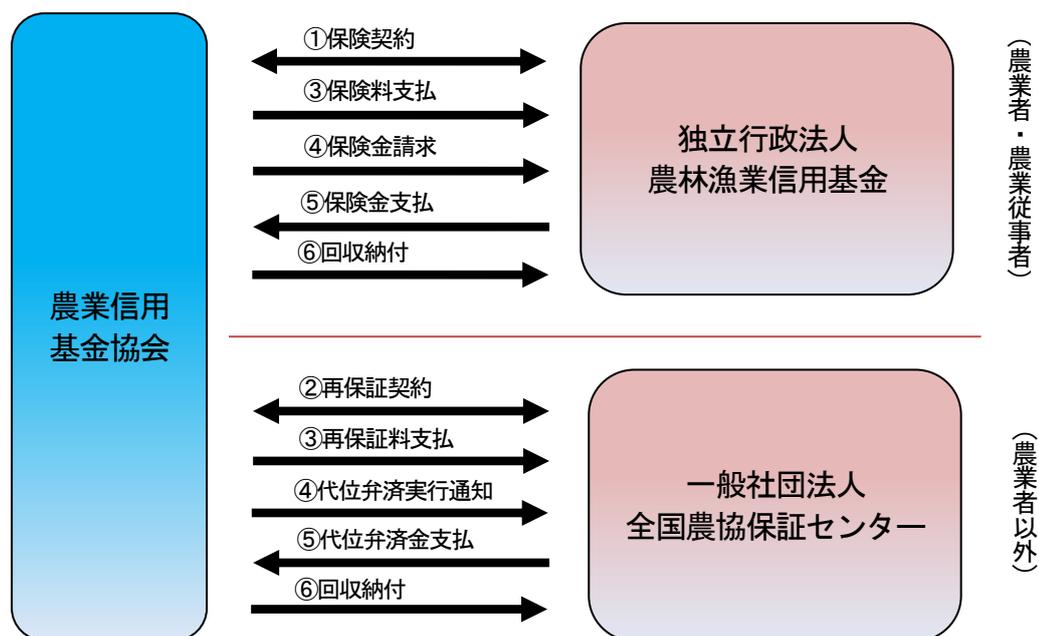
3. 債務保証制度のしくみ



債務保証制度の当事者は、基本的には農業者等（会員）、融資機関、農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の三者です。

- ① 融資機関と基金協会との間で基本的な契約である債務保証契約を締結します。
- ② 会員を保証の対象者としていますので、基金協会へ出資をして会員になっていただきます。
* 基金協会の会員である農協の組合員の方は、基金協会への出資は不要です。
- ③ 農業者等は、融資の申込みをされた融資機関を通じて保証申込みをします。
- ④ 基金協会は、申込みのあった農業者等の信用調査を含めた保証審査を行います。
- ⑤ 基金協会は、債務保証を適当と認めたときは融資機関に対し債務保証書を発行します。
- ⑥ 融資機関は、債務保証書に基づいて農業者等へ融資を行います。
- ⑦ 融資機関は、基金協会に保証に対する負担金を支払います
* また、代位弁済した場合も負担金を支払います。
- ⑧ 農業者等は、基金協会に保証料を支払います。
- ⑨ 農業者等は、融資の条件に従って融資機関に返済を行います。
- ⑩ 融資機関は、農業者等が何らかの理由により、借入金の全部又は一部の返済ができなくなったときは、基金協会へ代位弁済の請求を行います。
- ⑪ 基金協会は、この請求に基づいて農業者等に代わって借入金の残額を融資機関に代位弁済します。
- ⑫ 基金協会は、代位弁済により農業者に対して求償権を取得します。
- ⑬ 農業者等は、基金協会の求償権に対して返済を行います。

4. 保証保険制度のしくみ



保証保険制度の当事者は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）及び一般社団法人全国農協保証センター（以下「保証センター」という。）と農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）です。

- ①信用基金は、毎年、基金協会と年間の保険引受額について保険契約を締結し、この契約に基づき基金協会の農業者の方に対する債務保証について保険を引受けます。
- ②保証センターは、基金協会と再保証契約を締結し、この契約に基づき農業者以外の方に対する農業協同組合の融資について基金協会の債務保証と合わせて再保証を行います。
- ③基金協会は、信用基金に保険料を、保証センターに再保証料を支払います。
- ④基金協会が融資機関に代位弁済をした時は、保険に付している場合は信用基金に保険金の請求を行います。また、再保証している場合は保証センターに代位弁済の実行通知を行います。
- ⑤信用基金は、代位弁済した元金と利息等の70%を保険金として基金協会に支払います。また、保証センターは、代位弁済した元金と利息の50%を再保証に係る代位弁済金として基金協会に支払います。
- ⑥基金協会は、代位弁済した農業者等からの回収金から信用基金又は保証センターへ保険金等の受領割合に応じて納付します。

V 中期経営計画

○第5次中期経営計画（平成30年度～平成32年度）

農業を取り巻く環境は、食料自給率の低下、主業農家の減少及び高齢化、耕作放棄地の拡大といった課題を抱えるとともに、頻発する自然災害や高止まりする農業資材価格等により厳しい状況が続いています。

また、米国を除く11か国によるTPPの大筋合意、日欧EPAの最終合意に伴い、今後国内農産物生産への影響が懸念されています。

農業信用保証保険制度にあつては、農業融資活性化のため、担い手に対する資金供給の更なる円滑化や銀行等その他機関との連携強化が求められ、平成28年6月には「農業信用基金協会向けの総合的な監督指針」が制定されました。

当協会は、このような情勢の中で公的な債務保証機関として役割を果たすためには、経営の健全性の確保と利便性の向上が重要であることを念頭に第5次中期経営計画を策定しました。主な取り組みは、以下のとおりです。

1. 債務保証の促進と利便性の向上

融資機関や関係指導機関との連携を密に行い、農業者の資金ニーズを把握するとともに、経営改善に取り組む優良農家に対しては、より低位な保証料率を適用するなど経営改善の取組みを支援します。

2. 保証審査の適正化

収支均衡を基本として借入者の信用リスクに応じた段階別保証料率を設定するなど、保証審査の適正化に取り組めます。

3. 保証債務の期中管理

早期に延滞情報を把握し対応を講じるとともに、大口案件や負債整理資金については、融資機関と連携しながら大口保証先マニュアルに基づき、保証先の実態に応じた期中管理の強化に努めます。

4. 代位弁済の適切な対応

経営悪化が懸念され、恒常的に償還が滞るものについては、一括代位弁済を含めた計画的な代位弁済を行います。

5. 求償権の円滑な管理・回収・償却

債務者等との面談等により状況を把握し、その実態に即した的確な管理・回収に努めます。また、長期延滞案件で回収困難なものについては、必要により減免措置を講じるなど求償権の流動化を図り、財務の改善・健全化を図るため、自己破産、行方不明などにより回収不能な求償権については、償却基準に基づき適正な償却に努めます。

6. コンプライアンス態勢の整備と強化

公的な債務保証機関として、会員および農業者等の負託に応えるため、コンプライアンス態勢を整備するとともにコンプライアンスの強化を図ります。

7. 経営の健全性の確保

自主基準において弁済能力比率を「1,000%を目標とし、800%を下回らない水準」と定め、経営の安定と健全性の維持と確保に努めます。

VI 平成30年度事業計画

○事業方針

当協会は、第5次中期経営計画の初年度にあたり、融資機関と農業者等から信頼される経営の健全性を目指して、融資機関及び関係機関と緊密な連携を取りながら農業者等の多様な融資・保証需要に迅速かつ的確に対応できるよう次に掲げる事項を重点的に取り組むこととしました。

1. 債務保証の推進と融資・保証需要への的確な対応
 - ア 融資・渉外担当を対象とした各種研修会及び会議の開催
 - イ 融資機関及び関係機関等との緊密な連携
 - ウ 農業者等の資金ニーズの把握
 - エ 適正かつ的確な保証引受け
 - オ 六次産業化における農業資金の保証についての的確な対応

2. 財務基盤の強化・充実
 - ア 求償権償却に伴う特別出資
 - イ 畜産特別資金の代位弁済に伴う交付金

3. 保証債務のリスク分散
 - ア 信用基金の保険
 - イ 保証センターの再保証

4. 代位弁済の抑制と求償権の管理・回収
 - ア 融資機関における初期督促等の期中管理と情報の共有
 - イ 融資機関と連携した保証債務の期中管理
 - ウ 債務者等との面談・督促による的確な状況把握
 - エ 返済意欲が欠如している求償債務者に対する法的手続き
 - オ 適正な償却

5. 保証引受け等の計画

平成30年度の保証引受け等の計画は次のとおりです。

項目	金額
新規保証引受	240億円
債務保証残高	1,335億円
代位弁済	2億円
回収・償却	1億58百万円
求償権残高	8億77百万円

Ⅶ 平成29年度事業概況

貸借対照表

(平成30年3月31日現在 単位:円)

資 産		負 債・資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	7,482,711,862	I 流動負債	1,932,740,582
現 金	-	短期借入金	-
預 金	7,233,478,266	1年以内返済予定 長期借入金	625,960,000
普通預金	42,703,170	前受収益	1,273,604,085
定期預金	7,190,577,096	未払費用	25,781,844
郵便貯金	198,000	賞与引当金	4,013,000
有価証券	104,996,436	その他流動負債	3,381,653
前払費用	579,282		
未収収益	132,363,657	II 固定負債	1,847,763,056
短期貸付金	-	長期借入金	317,060,000
その他流動資産	11,294,221	支払準備金	627,588,799
		保険金	463,271,987
II 固定資産	2,167,841,711	交付金	164,316,812
有形固定資産	7,270,698	保証責任準備金	589,469,546
建物及び構築物	6,148,362	債務保証損失引当金	53,305,312
工具器具備品	1,122,336	退職給付引当金	80,794,851
無形固定資産	464,468	特別準備金及び 特別支援金	97,222,673
投資有価証券	1,293,442,454	求償債務	80,701,699
国債	699,173,298	その他固定負債	1,620,176
地方債	294,269,156		
社債他	300,000,000	III 保証債務	136,986,164,695
外部出資金	82,180,000	負債合計	140,766,668,333
特別外部出資	24,960,000		
敷金・保証金	35,920,000	(資本の部)	
長期前払費用	-	出 資 金	3,640,780,000
求 償 権	834,934,713	繰 入 金	1,140,340,000
求償権償却引当金	△111,330,622	準 備 金	1,029,315,566
		当期利益金	59,614,369
III保証債務見返	136,986,164,695	資本合計	5,870,049,935
資 産 合 計	146,636,718,268	負債・資本合計	146,636,718,268

貸借対照表の用語解説

資 産	
預 金	県信連・農協へ預け入れをしています。
有価証券及び 投資有価証券	代位弁済の支払い準備資産として国債・地方債を保有しています。
外部出資金	信用基金、県信連に出資しています。
特別外部出資金	畜産特別資金融通円滑化特別事業に伴い信用基金に出資しています。
敷金・保証金	保証センターに再保証等預託金として出資しているものです。
求償権	代位弁済した金額から回収額及び償却額を控除した額です。
求償権償却引当金	求償権の取立不能見込み額に対して引当てをしています。
債務保証見返	貸付実行された元本に対する保証債務の額に係る見返勘定です。

負 債 ・ 資 本	
短期借入金	代位弁済金の支払いを円滑にするための原資として、信用基金から借り入れた借入金です。
1年以内返済予定 長期借入金	代位弁済金の支払いを円滑にするための原資として、信用基金から借り入れた借入金で、当該事業年度に返済期日が到来するものです。
前受収益	受入れた保証料のうち、翌事業年度以降に係る保証料を計上していません。
長期借入金	代位弁済金の支払いを円滑にするための原資として、信用基金から借り入れた借入金で、翌事業年度以降に返済期日が到来するものです。
保険金	代位弁済に伴い信用基金から受領した保険金の額から、回収納付額と償却に充てた額を控除しています。
交付金	債務保証の弁済に充てることを条件に国又は県その他の団体から交付された額から、補助事業の終了等に伴って返還した額及び求償権の償却に充てた額を控除しています。
保証責任準備金	通常の子測を超えて発生する保証事故に備え準備金として積み立てています。
債務保証損失引当金	事業年度終了時の保証残高を被保証者の財務状況及び返済能力に応じて被保証者ごとに区分し、当該区分ごとに事故率及び回収不能率を用いて算出した損失見込み額に備えるための引当金です。
特別準備金及び 特別支援金	制度資金に対する県その他の団体から特別準備金及び特別支援金として補助又は出えんを受けた額及び当協会が負担した額から、経費相当額等の戻入額を相殺した額です。
求償債務	保証センターが負担した再保証債務に係る融資機関への代位弁済金から、求償権の回収及び償却相当額を控除した額です。
保証債務	貸付実行された元本に対する保証債務の額です。
出資金	保証をするための基金として会員から払い込まれた出資金です。
繰入金	保証をするための基金として準備金から繰り入れたものです。
準備金	毎事業年度の剰余金の全部を積み立てています。欠損のてん補に充てるか繰入金に繰り入れる場合に取り崩します。

財産目録

(単位：円)

摘 要	金 額
資産の部	
流動資産	7,482,711,862
固定資産	2,167,841,711
資産合計	9,650,553,573
負債の部	
流動負債	1,932,740,582
固定負債	1,847,763,056
負債合計	3,780,503,638
差引純財産	5,870,049,935

損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業直接費	5,180,496	保証料	323,686,828
事業管理費	127,047,812	求償権利息	5,643,467
保険料	57,571,557	保険金	108,107,441
再保証料	74,902,204	交付金	-
保険納付金	31,687,283	受取助成金	26,578,058
保険金等返還金	13,337,229	雑収益	561,331
再保証納付金	1,179,028	受取利息	33,557,213
支払準備金繰入・戻入(△)	△15,539,448	有価証券利息	17,988,632
保証責任準備金繰入・戻入(△)	34,422,446	その他財務収益	4,562,688
求償権償却引当金繰入・戻入(△)	△4,949,325	経常収益計	520,685,658
債務保証損失引当金繰入・戻入(△)	△6,146,264	償却債権取立益	1,619,000
特別準備金及び特別支援金繰入・戻入(△)	23,653,065	その他特別損失	14,750
求償権償却費	120,270,060	特別利益計	1,633,750
支払利息	74,146		
経常費用計	462,690,289		
固定資産除却損	-		
その他特別損失	14,750		
特別損失計	14,750		
費用合計	462,705,039	収益合計	522,319,408
当期利益	59,614,369		

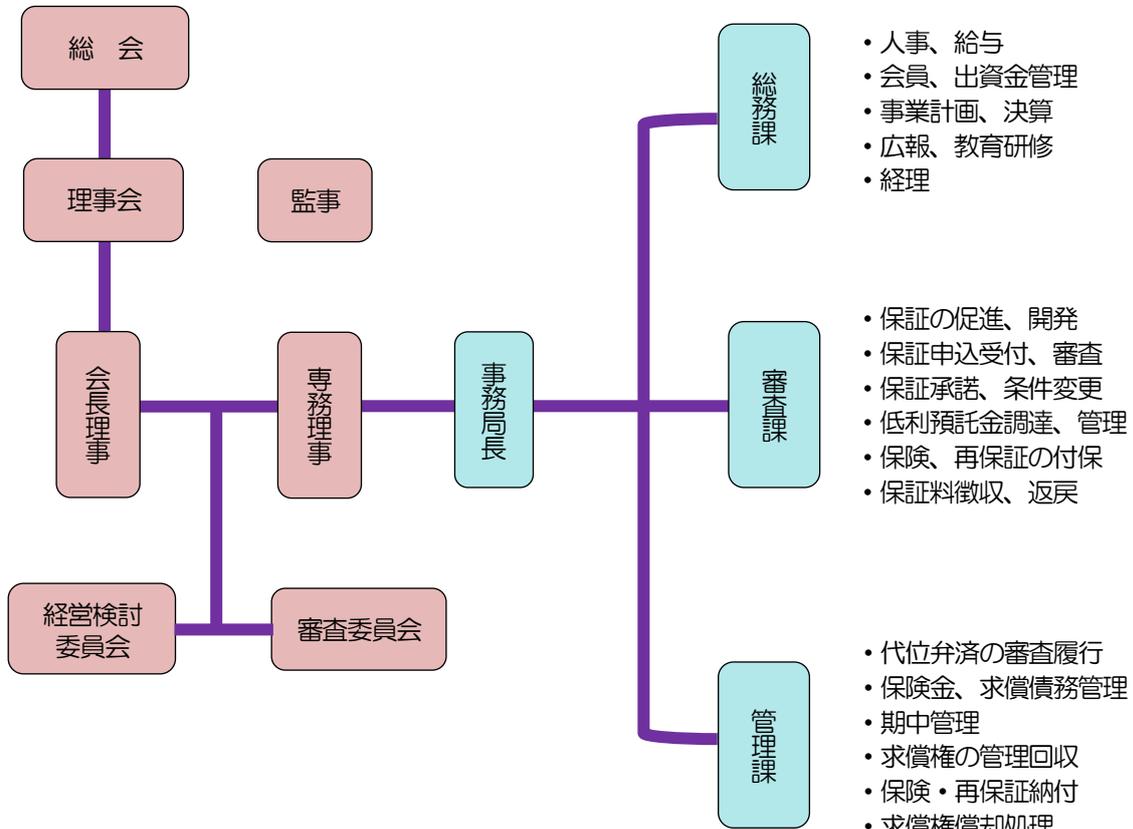
損益計算書の用語解説

収 益	
保証料	受入保証料のうち当該決算期間に対応する額（前期末未経過保証料＋当期受入保証料－当期末未経過保証料）を計上しています。
保険金	当期の代位弁済に係る信用基金からの保険金
交付金	債務保証の弁済に充てることを条件に当期中に交付された額
受取利息	金融機関に預け入れた預金の受入利息
有価証券利息	保有している有価証券の受入利息

費 用	
事業直接費	信用調査費、事業推進費、業務委託費、債権管理費
事業管理費	役員報酬、給与手当、法定福利費、厚生費、賞与引当金及び退職給付引当金繰入の人件費 旅費交通費、事務費、会議費、施設費、減価償却費等の事務管理費
保険料	信用基金に支払った保険料
再保証料	保証センターに支払った再保証料
保険納付金	保険に付した求償権の元金、利息等の回収金に係る信用基金に納付した額
保険金等返還金	巻戻しに係る保険金の返還額及び補助事業の終了等に伴う交付金の返還額
再保証納付金	保証センターに支払う求償債務の利息・遅延損害金及び償却求償権取立益のうち求償権回収相当額
支払準備金繰入 ・戻入（△）	信用基金からの受領保険金の繰入額、信用基金への返還保険金及び求償権（保険金相当額）の償却に充てるための戻入額を整理 受入交付金の繰入額、補助事業の終了等に伴う交付金の返還及び求償権（当協会の負担分）の償却に充てるための戻入額を整理
保証責任準備金 繰入・戻入（△）	通常の前測を超えて発生する保証事故に備えるための保証責任準備金の繰入額又は戻入額を差額補充法により整理
求償権償却引当金 繰入・戻入（△）	求償権償却引当金の繰入額又は戻入額を差額補充法により整理
債務保証損失引当金 繰入・戻入（△）	代位弁済に備えるための債務保証損失引当金の繰入額又は戻入額を差額補充法により整理
特別準備金及び特別 支援金繰入・戻入（△）	特別準備金及び特別支援金の繰入額又は戻入額を差額補充法により整理
求償権償却費	償却基準に基づく回収不能な求償権の直接償却費を整理

機構組織

佐賀県農業信用基金協会機構図



事務所所在地

〒840-0803 佐賀市栄町2番1号 佐賀県JA会館別館7階

電話番号 (代表) 0952-25-5301

FAX番号 0952-29-5708

ホームページ <http://saganousinki.saga-ja.jp>

E-mail saga.afa@seagreen.ocn.ne.jp

